

排出事業者のための有益情報満載ニュースター

## WASTE TODAY

5月号  
2020

2020.05.27

発行者：株式会社リーテム



## 今月のテーマ

## 「新型コロナで廃棄物処理法に特例措置！」

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、企業に自社自粛が求められる状況が続く中、マニフェスト事務手続き、施設の定期検査、年次報告、届出等、廃掃法が定める管理業務を規定の期限内に実施出来ない事例があることを踏まえて、環境省から特例措置が発表されました。



## 5月15日施行 廃棄物処理法施行規則の特例を定める省令

環境省は5月15日、全国の都道府県、政令市に対して「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の施行を通知しました。政府の緊急事態宣言が解除されるまでの間に履行期限が到来することにより、履行に大きな影響のある義務について、履行期限の延長を行うなどの内容です。



## 特例省令の具体的な内容

具体的には次表に示すとおり、年次報告、マニフェスト、届出関係に関わる履行期限の延長等が定められています。1の年次報告を除いて、緊急事態宣言がされた日（令和2年4月7日）に遡って適用されます。

特例措置の項目		対象	期限延長等
1	年次報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の年次報告</li> <li>多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告</li> <li>再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた者が行う処理の実績報告</li> </ul>	毎年度6月末迄 ↓ 令和2年度に行う報告 については令和2年10月末迄
2	許可の変更届	「一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可」「再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた事項」に変更があった時に必要な届出	原則10日以内 → 30日以内
3	定期検査	一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の定期検査ができなかった場合	施設が設置されている都道府県の緊急事態解除宣言の日から起算して4月以内に行えばよい
4	マニフェスト	通常産廃 特管産廃 ともに 特例対象	運搬業者・処分業者の、排出事業者への B2票、D票、E票の回付 運搬もしくは 処分終了日から 原則10日以内 → 30日以内 3日以内(休日を除く) → 30日以内
		特管産廃は 特例対象外	排出事業者の、運搬業者からのB2票、 処分業者からのD票、E票の返送の確認 マニフェスト 交付日から 運搬、処分 90日 → 120日 最終処分 180日 → 240日 運搬、処分 90日 → 120日 最終処分 180日 → 240日
5	廃棄物保管の届出	排出事業者が、新型コロナウイルス等の感染症に起因する、処理施設の運転停止等の止むを得ない理由で産業廃棄物を事業場外に保管する際の届出	事前の届出 → 事後の届出でもよい

&lt;参考&gt; 環境省 産廃コールセンター-TEL 03-4500-8879



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

## 💬 廃棄物処理業者の感染症対策

排出企業の皆さまの中には、自社の廃棄物を引き渡す相手は、ちゃんと新型コロナウイルス感染対策を講じているのか？と関心をお持ちの方もいらっしゃるかも知れません。廃棄物処理業を営む当社リーテムでは、毎日の体温と体調を総務部門に報告する他、作業現場と事務所の双方で対策を実施しています。



環境省が今年4月に都道府県に宛てた通知には「緊急事態宣言下にあっても、廃棄物処理は国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められる」とあります。その責任のもと当社は事業継続体制の維持に努めています。

## 💬 排出事業者様向け --- 環境省による新型コロナウイルス感染症対策 Q&A

また環境省は、排出事業者（医療関係機関以外）の新型コロナウイルスに関するさまざまな疑問への回答やアドバイスを公開しています。



廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A  
(排出事業者向け)

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/corona\\_qa/qa3.html#q3-4](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/corona_qa/qa3.html#q3-4)

例えば、「新型コロナウイルス感染者やその疑いがある人が使用したティッシュやマスク等の廃棄物はどのように排出すれば良いか？」との疑問について、感染防止策として「ごみに直接触れない」「ごみ袋が一杯になる前にしっかり縛って封をして排出する」「ごみ袋の密閉性を高めるため二重にごみ袋に入れる」「ごみを捨てた後の石けん等を使った手洗い」が推奨されています。自社を守るだけでなく、汚染または汚染の疑いのあるごみを回収する一般廃棄物収集運搬業者さんの感染予防にも有効ですね。このことは、一般家庭で使用済みマスクを捨てる時も同様に、排出側が配慮のあるごみの出し方をすれば自治体の清掃職員の方々の感染を予防できます。

## 🍃 編集後記

この度の特例措置を知って、厳格で知られた廃棄物処理法も新型コロナウイルスのパワーには勝てないのだな、という不謹慎な感想を持ちました。緊急事態解除が宣言されたとしても、新型コロナウイルスが消滅したわけではないので、まだ当分は感染拡大防止のための意識と行動は維持しなければいけないと感じます。

## ◇ リーテムのサービスのご紹介



### 使用済み小型家電リサイクルサービス

[https://www.re-tem.com/service/service\\_list/small-appliance/](https://www.re-tem.com/service/service_list/small-appliance/)



## 株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F  
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>